

佐渡市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和 7 年 8 月改訂

佐渡市通学路安全対策合同会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「佐渡市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。構成機関は次の通りです。

- | | |
|------------|-----------|
| ・ 佐渡市教育委員会 | ・ 佐渡市建設課 |
| ・ 佐渡警察署 | ・ 佐渡地域振興局 |

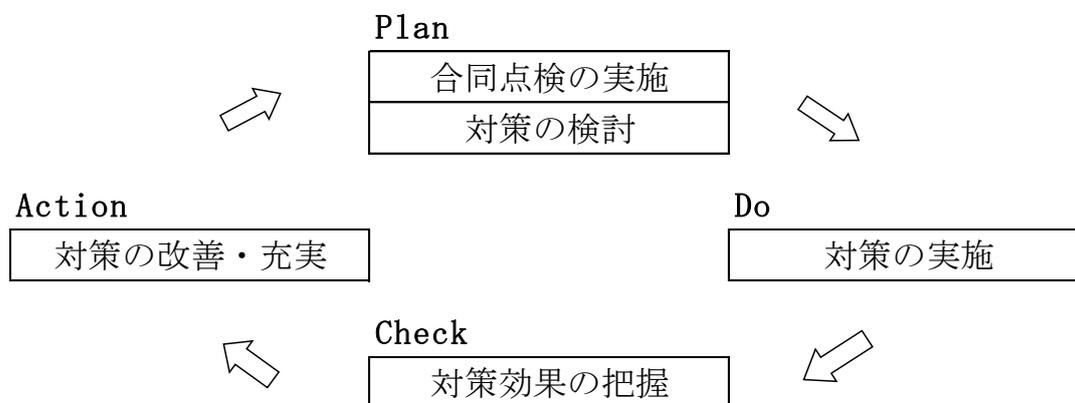
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

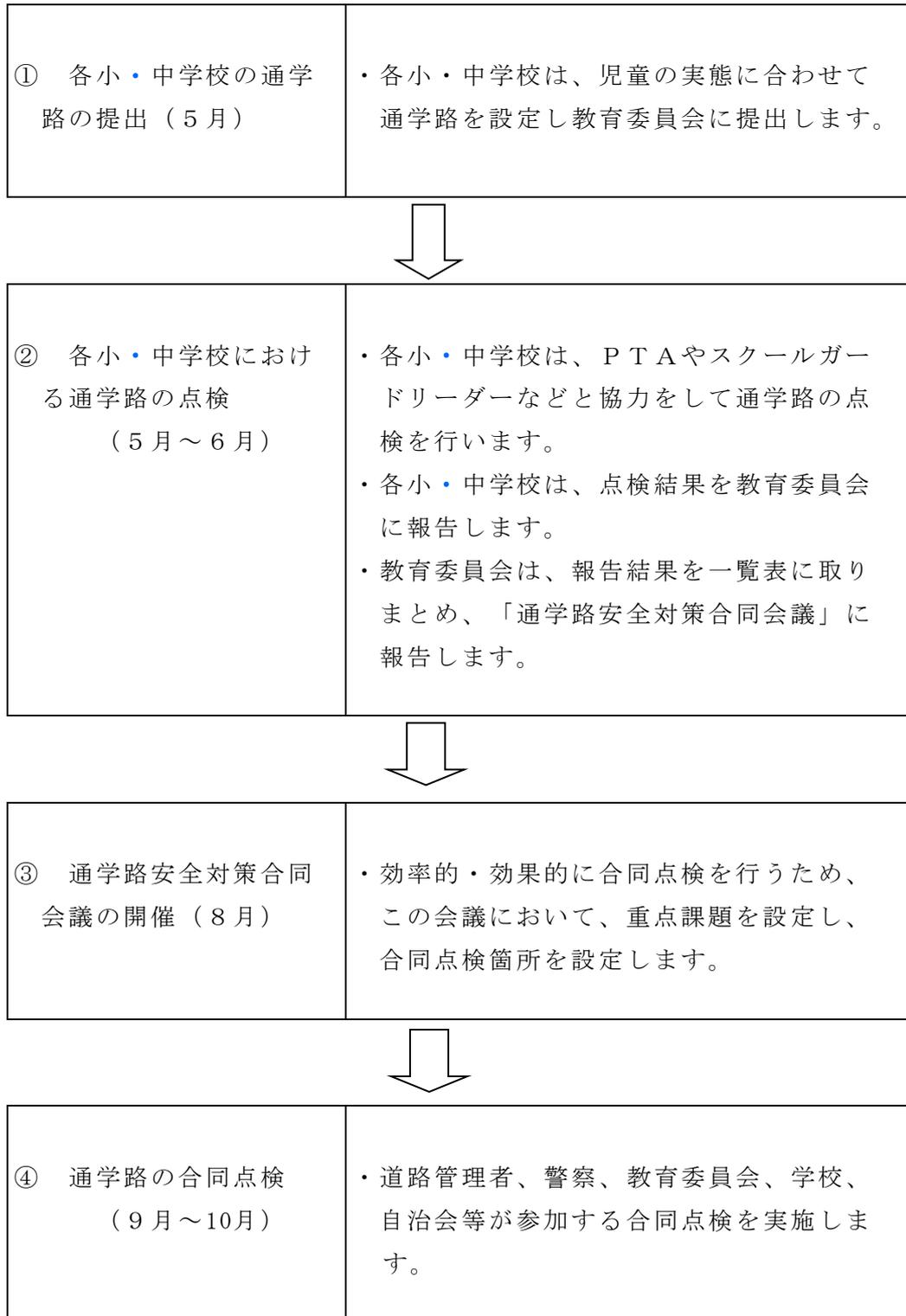
継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 合同点検までの具体的な流れ



(3) 対策の検討（9月～10月）

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、

- ・ハード対策－歩道整備や防護柵設置 等
- ・ソフト対策－交通規制や交通安全教育 等

対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施（～12月）

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握（1月～3月）

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・学校等へのアンケートの実施
- ・車両と歩行者の離隔を確認する

など、対策実施後の効果を把握します。

なお、把握した結果及びその後実施した改善・充実策については翌年度の通学路安全対策合同会議に報告します。

(6) 対策の改善・充実（1月～3月）

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。

5 その他

定期の合同点検以外に、緊急の合同点検を必要に応じて実施します。